

令和4年4月1日

## 公益財団法人船橋市公園協会女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

公益財団法人船橋市公園協会は、女性の職場における活躍の推進を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1:セクシャルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談件数0件にする。

<対策>

●令和2年4月～ 男女がともに活躍できる職場を目指し、セクシャルハラスメント等のない職場環境を継続する。

目標2:年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

●令和2年4月～ 適切な業務分担、人材配置を行い職業生活と家庭生活の両立を図る。

3. 女性の活躍に関する情報

◎採用者に占める女性の割合

(職員)

年度	男性	女性	合計
令和元年度	3人(100%)	0人(0%)	3人
令和2年度	2人(100%)	0人(0%)	2人
令和3年度	3人(100%)	0人(0%)	3人

(臨時職員)

年度	男性	女性	合計
令和元年度	16人(41%)	23人(29%)	39人
令和2年度	10人(50%)	10人(50%)	20人
令和3年度	14人(52%)	13人(48%)	27人

(アルバイト職員)

年度	男性	女性	合計
令和元年度	9人(24%)	29人(76%)	38人
令和2年度	6人(26%)	17人(74%)	23人
令和3年度	12人(24%)	37人(76%)	49人

◎職員の男女の平均継続勤務の差異

(職員等)

年度	男性	女性
令和元年度	20.1年	10.9年
令和2年度	19.0年	11.9年
令和3年度	19.1年	12.9年

(無期雇用臨時職員)

年度	男性	女性
令和元年度	8.0年	11.2年
令和2年度	8.1年	12.4年
令和3年度	8.0年	11.8年